

寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務

第3条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- 1 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 2 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（中略）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 3 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附を行う法人等を特定するに足る事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

寄附の勧誘に関する禁止行為

第4条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

6 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

救済新法についての岸田文雄首相の答弁

政府内の議論においては、・・・入信当初に不安をあおられる等で困惑をし、そして、その後は自分が困惑しているか判断できない状態で献金を行ったとしても、その状態から脱した後に本人が主張して取消権を行使することが可能な場合はあると考えております。

(2022 年 11 月 29 日衆院予算委員会)